

銚田市地域防災計画

令和5年3月

銚田市防災会議

目次

第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1- 1
第2節	防災の基本方針	1- 4
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1- 5
第4節	銚田市の地勢と災害要因	1- 14
第5節	被害想定	1- 17

第2編 風水害対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節	災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	2- 1
第2節	風水害に強いまちづくり	2- 12
第3節	被害軽減への備え	2- 21
第4節	防災教育・訓練	2- 33

第2章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	2- 38
第2節	災害情報の収集・伝達	2- 49
第3節	応援・派遣	2- 71
第4節	被害軽減対策	2- 80
第5節	被災者生活支援	2-110
第6節	災害救助法の適用	2-130
第7節	応急復旧・事後処理	2-134

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	被災施設の災害復旧事業計画	2-151
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	2-153

第3節	災害復旧事業の実施	2-157
第4節	解体、がれき処理	2-157
第5節	災害復旧資金計画	2-158
第6節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	2-159
第7節	その他の保護計画	2-172

第3編 地震・津波対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節	地震・津波対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	3- 1
第2節	地震に強いまちづくり	3- 4
第3節	津波に強いまちづくり	3- 19
第4節	被害軽減への備え	3- 24
第5節	防災教育・訓練	3- 39
第6節	災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承	3- 48

第2章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	3- 50
第2節	災害情報の収集・伝達	3- 54
第3節	応援・派遣	3- 71
第4節	被害軽減対策	3- 72
第5節	被災者生活支援	3- 79
第6節	災害救助法の適用	3- 89
第7節	応急復旧・事後処理	3- 89

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	3- 96
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	3- 96
第3節	災害復旧資金計画	3- 97
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	3- 97
第5節	その他の保護計画	3- 97
第6節	復興計画の作成	3- 98

第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	3-100
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	3-101
第3節	津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	3-102
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	3-106
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項	3-106
第6節	防災訓練に関する事項	3-107
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	3-107
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	3-109

第4編 原子力災害対策計画編

第1章 総則

第1節	計画の目的	4- 1
第2節	計画の性格	4- 1
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4- 2
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	4- 9
第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施	4- 11
第6節	施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応	4- 11

第2章 原子力災害事前対策

第1節	原子力施設の安全確保の基本方針	4- 12
第2節	原子力事業者における防災体制の確立等	4- 12
第3節	国・県・市町村等の連携	4- 14
第4節	災害応急体制及び設備の整備	4- 14
第5節	情報の収集・連絡体制等の整備	4- 18
第6節	情報伝達・住民広報体制の確率	4- 21
第7節	環境放射線の監視	4- 22
第8節	避難計画等の整備	4- 22
第9節	要配慮者への対応	4- 24
第10節	防災関係資機材の整備	4- 25
第11節	物資の調達、供給活動	4- 25
第12節	緊急輸送活動体制の整備	4- 26

第13節 緊急被ばく医療体制等の確率	4- 26
第14節 教育及び防災訓練等の実施	4- 27
第15節 住民に対する防災知識の普及	4- 30
第16節 行政機関の業務継続計画の策定	4- 31

第3章 緊急事態応急対策

第1節 事故発生時における連絡及び初期活動	4- 32
第2節 施設敷地緊急事態発生時における連絡	4- 37
第3節 銚田市災害対策本部の設置	4- 38
第4節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	4- 47
第5節 関係機関等への協力要請	4- 48
第6節 緊急時モニタリング	4- 50
第7節 広報	4- 57
第8節 避難・屋内退避	4- 60
第9節 要配慮者対応	4- 65
第10節 緊急輸送	4- 66
第11節 緊急被ばく医療	4- 68
第12節 飲食物等に関する措置	4- 69
第13節 防災業務関係者の防護対策	4- 70
第14節 行政機関の退避	4- 71

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 放射性物質の除去等	4- 72
第2節 各種規制措置の解除	4- 72
第3節 広報	4- 72
第4節 被害状況の調査等	4- 73
第5節 住民等の健康影響調査等の実施	4- 74
第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	4- 74
第7節 物価の監視	4- 74

第5編 大規模事故災害対策計画編

第1章 海上災害対策計画

第1節	災害予防計画	5- 1
第2節	災害応急対策計画	5- 3
第2章 航空災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 7
第2節	災害応急対策計画	5- 10
第3章 鉄道災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 15
第2節	災害応急対策計画	5- 17
第4章 道路災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 21
第2節	災害応急対策計画	5- 24

第6編 資料編

第3編

地震・津波対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節 地震・津波対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

(1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市は、日ごろから、積極的に地震・津波防災対策を推進するとともに、災害時において円滑に応急対策を実施するため、職員に対し各部において日常業務とは異なる地震・津波時の担当業務やその実施体制、さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について、研修会等を通じ周知徹底を図る。

ア 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）

イ 災害時における体制（動員体制等）

ウ 地域防災計画の内容

エ 県の地震被害想定調査の結果

オ 地震・津波に関する基礎知識

(2) 活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、市地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図る。この際、業務継続計画（BCP）を策定することなどにより、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。また、災害時に他部とも円滑に連携が図れるよう、平素より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど各部間の連携体制を整備しておく。

2 相互応援体制の整備

市及び防災関係機関等は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

(1) 市町村間の相互応援

ア 協定の締結

市は、当該市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、災害対策基本法第67条の規定に基づき、市町村相互間における「災害時等の相互応援に関する協定」を締結している。

イ 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

ウ 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(2) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市の区域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して震災時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第1章1節「3 防災組織等の活動体制の整備」に準ずるものとする。

4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、全ての対策の基本となる。そのため市は、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るとともに、通信設備の耐震化、免震化に努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第1節「4 情報通信ネットワークの整備」及び「5 情報の収集・連絡体制の整備」に準ずるものとする。

5 庁舎機能の維持

災害対策本部の機能を確保するために、震災後においても庁舎機能の維持を図る。

庁舎の耐震化や発電機による電力の確保、庁内の災害対策要員用の食料・水・簡易トイレの備蓄を行うなど、執務に滞りがない体制の構築を目指す。また、電力確保のために必要な発電機の導入方法について、検討を行う。

6 複合災害対策

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、各計画等を見直し、備えの充実に努める。また、市は、発生可能性が高い複合災害を想定した机上・実動訓練の実施に努める。

第2節 地震に強いまちづくり

1 防災まちづくりの推進

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、地震による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

地震に強いまちづくりを進めるに当たっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 防災まちづくり方針の策定

ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを市マスタープラン等の都市計画マスタープランへ位置づける。

(ア) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画

(イ) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画

(ウ) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

(エ) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

イ 市は、前記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

(2) 防災空間の確保

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

ア 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定

都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。

イ 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

ウ 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果

や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

エ 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

オ 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路が多く、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。このため、消防活動困難区域においての街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

(3) 防災拠点の整備

ア 防災活動拠点の整備

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

イ 物資拠点の指定

市は、震災時に物資拠点から指定避難所などまでの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

(4) 市街地開発の推進

市は、木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備促進事業等の面的整備事業を推進する。

(5) 避難施設の整備

ア 避難施設整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

イ 避難場所の整備

市は、延焼火災、がけ崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

(ア) 避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

(イ) 避難場所は、地区、自治会ごとに検討し、到達距離を考慮し指定する。

ウ 広域避難場所の指定

密集市街地等については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、前記イで指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。

- (ア) 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- (イ) 広域避難場所は要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (ウ) 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- (エ) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- (オ) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- (カ) 地区分けをする場合においては、地区、自治体単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離を考慮し、指定する。

エ 避難路の確保

市は、広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定する。さらに、市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努める。

- (ア) 避難道路はおおむね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
 - (イ) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
 - (ウ) 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- (9) 緑地の整備

緑地は、火災の延焼防止や避難地として重要な役割を担っている。このため市は、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図るとともに、住宅地域においては、植樹等の措置を推進し、延焼の防止を図る。

(10) 消防水利の整備

消防水利は、人員及び機械と共に消防の3要素の一つであるとともに、消防力の基幹である。迅速な初期消火活動を図るためにも、市は、市内に点在するため池や河川の自然水利の効果的活用及び防火水槽、消火栓の不足地域への適切な設置を図る。

2 建築物の不燃化・耐震化等の推進

市は、地震による建設物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に旧耐震基準の建築物については、茨城県耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進していく。

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

ア 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

茨城県耐震改修促進計画に基づき、住宅、多数の者が利用する建築物、避難路沿道建築物、公共施設の耐震化を推進する。

イ 耐震診断基準の周知

建築士による耐震診断の促進を図るため、(一財)日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

ウ 住宅の耐震化の促進

地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

エ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

オ 所有者等への指導等

特に定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

(2) 応急危険度判定士の要請

県の応急危険度判定士派遣制度を活用する。

(3) 被災宅地危険度判定士の要請

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請し、市が定める判定街区の被災宅地の判定作業を行う。

(4) 建築物の落下物対策の推進

ア 一般建築物の落下物防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、建築物の所有者又は管理者に対し、次の対策を講ずる。

(ア) 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。

(イ) 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者または管理者に対し改修を指導する。

(ウ) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(エ) 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震等によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

(ア) 市は、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

(イ) 市は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

(ウ) 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

(エ) 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(5) 建築物の耐火及び不燃化の推進

市及び消防本部は、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

ア 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率の高い商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、市内の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

イ 屋根不燃化区域の指定

市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造りまたは葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。

ウ 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

(6) 建築物の液状化被害予防対策の推進

「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」においては以下の対策の推進が必要とされている。

- (ア) 地盤改良，基礎杭の打設等の施設対策の推進
- (イ) 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
- (ウ) 大規模開発での液状化対策にむけた連携，調整
- (エ) 液状化による被害軽減のための調査研究

ア 液状化予防対策

- (ア) 木造建築物については，必要に応じて，地盤が軟弱な区域を指定する。

(根拠指定：建築基準法施行令第42条)

- (イ) 小規模建築物（階数が3以下）を対象に，液状化発生予測手法等を指導する。

イ 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合，次の対策を指導するものとする。

- ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ・締固め，置換，固結等有効な地盤改良を行う。
- ・基礎杭を用いる。

(7) 防災対策拠点施設の耐震性の確保

ア 防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市及び病院，学校，不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は，県又は市が策定した耐震改修促進計画に基づき，県が行っている耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに，地震時の停電に備え，バッテリー，自家発電設備，LPガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

イ 不特定多数の者が利用する特定建築物等の所有者による施設の耐震化

市は，不特定多数の者が利用する一定の建築物や避難路沿道建築物の所有者に対し，耐震診断又は必要に応じ耐震改修を行うよう要請する。

(8) 文化財保護

市及び文化財の管理者は，防災施設・設備（収蔵庫，火災報知器，消火栓，貯水槽等）の設備の促進を図る。

併せて，文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

3 土木施設の耐震化の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため市は、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

(1) 道路施設の耐震性の向上

緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、また円滑な消防活動の実施及びライフラインの安全性の向上のため、停車帯、路肩の整備、歩道等の拡幅の整備等を推進し、円滑な道路交通の確保に努める。

橋梁部については、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を推進する。斜面崩壊等の恐れのある個所については、法面保護等の災害の防止対策を実施する。

(2) 海岸、河川、砂防、農業用ため池の耐震化の推進

ア 海岸、河川、砂防の耐震化の推進

河川、砂防及び海岸管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討と、適切な対応策を実施するよう県、国に要請していくとともに、当該施設の耐震化の状況を把握する。

イ 農業用ため池の耐震化の推進

市は、受益者の協力のもとに農業用ため池に係る諸元等の整理を行い、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を防災重点農業用ため池として位置付け、必要に応じ耐震対策を進める。

4 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため市は、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

(1) 電力施設の耐震化

市は、東京電力パワーグリッド(株)土浦支社に対し、電力施設の予防措置に必要な資料、防災アセスメントにおける被害想定の結果等の提供を積極的に行う。また、東京電力パワーグリッド(株)土浦支社は、電力施設の地震対策を積極的に行う。

ア 電力施設の現状

(ア) 変電設備

電力事業者は、機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

(イ) 送電設備

a 架空電線路

電力事業者は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液状化については、設備の重要度を勘案し、必要に応じて対策を行う。

b 地中電線路

電力事業者は、終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

(ウ) 配電設備

a 架空電線路

電力事業者は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

b 地中電線路

電力事業者は、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(エ) 通信設備

電力事業者は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

(2) 電話施設の耐震化

市は、東京電力パワーグリッド(株)土浦支社、NTT東日本電信電話株式会社東日本茨城支店及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社に対し、電力・電話施設の予防措置に必要な資料、防災アセスメントにおける被害想定の結果等の提供を積極的に行う。

また、東日本電信電話株式会社は、電話施設の耐震化を積極的に行う。災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

ア 電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等

イ 電気通信システムの信頼性向上対策

(ア) 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）

(イ) 主要中継交換機の分散設置

(ウ) 通信ケーブル地中化の推進

(エ) 大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築

(オ) 電気通信設備に対する予備電源の確保

(カ) 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）

(キ) 社内システムの高信頼化等

ウ 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

(ア) 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）

(イ) 災害等時のトラヒックコントロール

(ウ) そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

(3) LPガス施設等の安全指導

消防本部により、LPガス等高圧ガス施設・危険物施設等の防火体制、安全性確保の指導を行う。

ア 消防法の規制を受けるLPガス等高圧ガス施設・危険物施設の所有者・占有者に対し、自主保安体制の確立・保安要員の適正な配置・危険物取扱作業従事者等に対する保安教育などを計画的に実施し、当該危険物施設等の安全確保に努めるよう指導する。

イ LPガス等高圧ガス施設・危険物施設に対して年間査察計画に基づき立入り検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項については助言又は指導の徹底を図る。

ウ 火災予防条例に規定される少量危険物・特殊可燃物等の管理及び取扱についても所有者・占有者に対し、同様の措置を講ずるよう指導する。

(4) 上水道施設の耐震化

水道事業者等（水道事業者及び用水供給事業者をいう。以下同じ。）は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

ア 配水池・貯水池の補強

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため補強を図る。

イ 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

ウ 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、緊急遮断弁や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

(5) 下水道施設の耐震化

ア 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

(ア) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

(イ) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

(ウ) 耐震化の具体例

a 可とう性・伸縮性を有する継手の採用

b 地盤改良等による液状化対策の実施

イ 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

5 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

(1) 地盤災害危険度の把握

ア 地盤情報のデータベース化

市は、市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

イ 地盤情報の公開

市は、地盤情報のデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定等に活用していく。また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により公開していく。

(2) 土地利用の適正化の誘導

市は、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

ア 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

イ 土砂災害警戒区域等の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

(3) 斜面崩壊防止対策の推進

地震による土砂災害から、住民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、必要に応じて斜面崩壊のおそれのある箇所の緊急点検を実施する。

ソフト対策については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく警戒避難体制の整備を進める等、住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

(4) 造成地災害防止対策の推進

ア 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を行う。

また、造成後は巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

イ 災害防止に関する指導基準

(ア) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めないよう県と協議する。

(イ) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(ウ) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

ウ 大規模盛土造成地情報の公開

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努める。

(5) 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため市は、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

(6) 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、市は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

6 危険物等施設の安全確保

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガスをいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

(1) 石油類等危険物施設の予防対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発等の実施励行による、防災意識の高揚を図る。

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

イ 保安確保の指導

消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

ウ 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

エ 防災知識の普及

(ア) 危険物取扱者に対して、関係法令と取扱いの技術上の指導について、講習会等を開催し指導の徹底を図る。

(イ) 危険物安全週間を催し、関係者に対し防災知識の普及を図る。

オ 防災訓練の実施

災害時における応急対策活動の実効を期するため、定期的に防災訓練を実施する。

カ 石油貯蔵タンクの安全対策

(ア) 地盤対策

貯蔵タンクについては不等沈下、移動、配管の切断、亀裂などの事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

(イ) 構造設備の対策

貯蔵タンクの構造設備については、耐震、耐風等に関する事故防止に努めるとともに、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

(ウ) 管理上の対策

貯蔵タンクにおける貯蔵取扱い上の安全管理については、特に次の事項に留意するほか、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

- a 漏洩、流出防止及び事故発生感知のための警報装置の整備
- b 配管部の切換等による被害防止のための緊急遮断装置の整備
- c 消火設備の設置と維持管理の徹底
- d 非常時の通報及び消火体制確立のための教育・訓練の徹底

(2) 高圧ガス及び火薬類の予防対策

ア 高圧ガス設備等の安全対策

高圧ガス及び火薬類等の製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱いについては、関係法令に定める技術上の基準に適合するよう協力を要請する。

(ア) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

(イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

(ウ) 自主保安体制の確立

高圧ガス及び火薬類等関係事業所に、災害発生の防止が事業所の責任であることを自覚させ、保安管理体制の強化、関係業種別に保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止を図るよう指導する。

(エ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

(オ) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(カ) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

ク 防災知識の普及

高圧ガス及び火薬類等を取扱う者については、災害予防に対する思想を普及させるほか、定期的に業種別にそれぞれ関係法令等の説明会、保安教育講習会等を開催し、知識の向上及び保安意識の高揚を図る。

ケ 防災訓練の実施

高圧ガス施設等に起因する災害を想定して、応急対策活動の実効を期するため、定期的に防災訓練等を実施する。

また、市が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するよう指導する。

(3) 危険物施設等の現況

市内における危険物施設等は、資料9-5「危険物施設等の現況」のとおりである。

7 各種災害対策用地の確保

市は、以下の災害対策用地について平常時から候補地を定め、災害時に円滑に用地確保できるよう努める。

- (1) 備蓄倉庫
- (2) 遺体安置所
- (3) 救護所
- (4) 物流拠点・活動拠点
- (5) ボランティアセンター
- (6) ガレキ仮置き場
- (7) 仮設住宅建設

第3節 津波に強いまちづくり

1 防災まちづくりの推進

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

(1) 2つのレベルの津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

(2) 最大クラスの津波に対する対策

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

(3) 発生頻度が高い津波に対する対策

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(4) 生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくり

最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。このため、関係機関との連携の下、海岸保全施設等（海岸防災林の再生を含む）の整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組みを進めるものとする。

2 津波に強いまちの形成

市は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

(1) 津波に強いまちづくりのための施設整備

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画，できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所及び避難路・避難階段等の整備など，都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保，建築物や公共施設の耐浪化等により，津波に強いまちの形成を図るものとする。なお，事業の実施にあたっては，効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(2) 都市計画との連携

津波対策の実効性を高めるためには，地域防災計画，都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから，関係部署による共同での計画作成など，最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた，津波防災の観点からのまちづくりに努める。

(3) 津波災害警戒区域等の指定

ア 津波による危険の著しい区域については，人的災害を防止するため津波災害警戒区域，津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について，必要に応じて検討を行い，措置を講ずるものとする。

イ 市は，津波災害警戒区域の指定があったときは，銚田市地域防災計画において，当該警戒区域ごとに，次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 津波避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内にあって，利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる，主として要配慮者が利用する社会福祉施設，学校，医療施設の名称及び所在地等
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか，津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は，イで定めた津波災害警戒区域内の施設について，銚田市地域防災計画において，当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報，予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

エ 市は，イで定めた津波災害警戒区域内の施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い，施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

オ 津波災害警戒区域の指定があったときは，市長は，銚田市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法，避難場所及び避難経路，円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設等については、県及び関係機関と連携し、以下を基本として整備の推進を図る。

- (1) 海岸堤防・防潮堤，防潮水門等海岸保全施設，防波堤等港湾施設及び漁港施設，河川堤防等河川管理施設，海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。また、津波等から後背地を防護するため、施設の嵩上げなどの整備を行う。特に、海岸防災林は飛砂・潮風害の防備に加え、津波の流速を減衰させる防災機能があるため、後背地の土地利用状況や地域の実情を踏まえ、クロマツや広葉樹の植栽により樹林帯を整備するとともに、前面に人工盛土を造成するなど、天然の防潮堤としての再生対策を図るものとする。
- (2) 設計の対象を超える津波，高潮の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防，胸壁等の整備を推進するものとする。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。
- (4) 海岸保全施設等の整備に当たっては、施設の供用期間中に1～2度発生する確率を有する地震動（レベル1地震動）に対し、構造の安定及び天端高を維持することとし、併せて、設計津波（レベル1津波）を引き起こす地震により、津波到達前に施設の機能を損なわいよう、耐震性を確保するものとする。

4 避難関連施設の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

市は、津波による危険が予想される地域について、より高い場所に逃げるとの観点に立ち、津波に対する避難場所や、避難路・避難階段等の整備に関する計画を作成する。

(2) 避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

ア 避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

イ アの避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(3) 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

ア 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。

イ 避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。

5 公共施設等の津波対策

(1) 建築物の安全化

駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

①建築物の耐浪化

②非常用電源の設置場所の工夫

③情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化

また、市は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努めるものとする。さらに、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

前述の施設等について、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

6 ライフライン施設の耐浪化

上下水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の避難、安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすものであることから、ライフライン関連施設の耐浪化の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を進めるものとする。

(1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

(2) 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

(3) 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図るものとする。

(4) 下水道施設

下水道施設については、放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図るものとする。

7 危険物施設等の安全確保

市は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

第4節 被害軽減への備え

1 緊急輸送への備え

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

(1) 緊急輸送道路の指定・整備

市は、災害時における効率的な緊急輸送を行うため、資料6-1「緊急輸送道路一覧」に示す道路を「緊急輸送道路」と指定するとともに、沿線地域の不燃化・堅牢化を促進し倒壊建築物その他による障害物の発生を最小化するよう努める。

また、災害対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

(2) 緊急輸送道路における無電柱化の推進

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図るものとする。

(3) ヘリポートの指定・整備

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上指定するとともに、緊急物資等の大量輸送機能を果たし得るよう整備に努める。さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講ずる。なお、臨時ヘリポートの中継基地は、資料6-6「茨城県防災航空隊離発着場」とおりである。

(4) 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

ア 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については、市は、関係団体、企業等との協定などを結び、協力を要請する。

なお、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。

イ 緊急通行車両等の調達体制の整備

市は、市の保有車両等を把握すると共に、必要に応じて関係団体、企業等と協定を結び、協力を要請し、緊急通行車両等の調達体制の整備に努める。

2 各種活動への備え

(1) 燃料の確保

石油業組合との燃料に関する協定を締結する。また、隣接や県外自治体との応援協定内容に燃料支援を追加するよう努める。その際、燃料とは下記を指す。

- ・車両用燃料：ガソリン，軽油など
- ・暖房用燃料：灯油など
- ・発電機用燃料：ガソリン，軽油など

(2) 燃料の供給

災害支援協力を行う車両に対し、優先的に給油を行う体制を構築することで、スムーズな災害支援を目指す。

3 消火活動，救助・救急活動への備え

地震・津波による火災及び死傷者を最小限にとどめるため，市は，消防力の充実強化，救助，救急体制の整備など，消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また，特に初期段階で重要となる地域住民，自主防災組織による初期消火，救出，応急手当能力の向上を図る。

(1) 出火予防

ア 一般火気器具からの出火の予防

(ア) コンロ，ストーブ等からの出火の予防

市は住民に対し，地震を感じたら身体の安全を図るとともに，すばやく火を消すこと，対震自動消火装置の設置とその定期的な点検，火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。

(イ) 電気器具からの出火の予防

市は住民に対し，地震を感じたら安全が確認できるまで，電気器具のプラグを抜き，特に避難など長期に自宅を離れる場合には，ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

(ウ) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は，地震を感じた場合，自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

イ 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所，教育機関，研究機関等は，地震による容器の破損が生じないように，管理を適切かつ厳重に行う。また，市はその旨を周知，指導する。

(2) 消防力の強化

消防本部は、地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

ア 消防本部の広域再編の推進

大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、消防体制の見直しを行い、あらゆる災害に対応しえる能力のある消防本部の形成に努める。

イ 署所の適正配置

消防本部の署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

ウ 消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

エ 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

オ 消防団の育成・強化

地震・津波時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

カ 広域応援体制の整備

(ア) 広域消防応援協定

大規模震災時に相互に応援活動を行うため、消防本部は、相互に広域消防応援協定を締結する。また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

(イ) 防災ヘリコプター等の効果的な運用

地震後の消防活動需要に適切に対応するため、全国航空消防防災協議会により、防災ヘリコプター等の効果的な運用を目的とした調査研究を推進する。

(3) 救助力の強化

ア 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

イ 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

ウ 消防団の育成・強化

前項「オ」に準ずる。

エ 広域応援体制の整備

前項「カ」に準ずる。

(4) 救急力の強化

ア 救急活動体制の強化

消防本部は、大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

(ア) 救急救命士の計画的な養成

(イ) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

(ウ) 救急隊員の専任化の促進

(エ) 救急教育の早急かつ計画的な実施

(オ) 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）

(カ) 住民に対する応急手当の普及啓発

イ 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

市及び消防本部は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

ウ 集団救急事故対策

消防本部は、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

(5) 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

ア 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

イ 救出・応急手当能力の向上

(ア) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

また、市はこうした地域の取組みを支援する。

(イ) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

4 津波警報等の住民等への伝達

(1) 避難指示等の伝達体制の確保

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準をあらかじめ定めるものとするとともに、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等を取り扱う県や気象庁等との連携に努めるものとする。また、県及び気象庁等と連携して、発令基準の策定や見直しの支援を受ける。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(2) 伝達手段の多重化，多様化

さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者，一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線（同報，戸別），全国瞬時警報システム（J－ALERT），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ソーシャルメディア，ワンセグ放送，Lアラート，津波フラッグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。

※津波フラッグに関する自治体における運用等については『津波フラッグ』による津波警報等の伝達に関するガイドライン」（令和2年6月気象庁策定）を参考とする。

(3) 住民等への伝達内容の検討

津波警報等，避難指示等を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際，高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には，住民の避難行動を促すよう，緊迫感を持たせるような工夫について，平常時から訓練等で取り組むよう努めるものとする。

(4) 津波地震や遠地地震への対応

強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては，住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう，津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(5) 安全な津波監視のための対策

住民や関係機関に対する情報伝達に当たり、発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても情報を収集することができるよう、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。

5 津波時の住民等の避難誘導體制

(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等

市は、具体的な津波想定や住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等多様な主体の参画により、次のことについて記載した具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容について、住民等への周知徹底を図るものとする。

- ア 避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路
- イ 津波情報の収集・伝達の方法
- ウ 避難指示等の具体的な発令基準
- エ 避難訓練の内容

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(2) 徒歩避難の原則及びその周知等

ア 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

イ 自動車による避難の検討

各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車ですら安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で協議するよう努める。

道路基盤の状況によって渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれることが考えられることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮する。

(3) 避難誘導・支援を行う者の安全の確保

市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達まで間がないと考えられる場合は安全な高台等に避難する

など、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。また、市は、消防団体等の避難誘導・支援者が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備の充実を図るとともに、避難誘導・支援者へ退避を指示するために必要な通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

（避難誘導・支援を行う者の安全のための対策の例）

- ・ 津波注意報・警報等が発表された場合「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」により海岸部分に設置されている防災行政無線を使って伝達する。
- ・ 海面状態の防災カメラでの監視。
- ・ 強い揺れを感じたとき、気象台から津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで、安全な地点で海面を監視する。
- ・ 津波警報発表時には、水門・陸閘の閉鎖より安全確保を優先する。
- ・ 避難誘導に従事した者は、誘導後、津波危険区域から避難することとする。
- ・ 立ち入り禁止区域の設定時は安全な場所での誘導を行う。
- ・ 津波到達予想時刻前に、十分な余裕をもって、必ず安全な場所に移動する。（時間をあらかじめ設定しておく。）
- ・ 救命胴衣及びヘルメットの着用。無線機の携帯等。
- ・ 避難訓練時に職員の安全確保のあり方を周知する。

（4）要配慮者の避難誘導

ア 避難行動要支援者の情報把握、共有等

市は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるものとする。

具体的には、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要支援者一人ひとりの避難誘導計画である個別計画を作成する等、普段から警察や消防署・消防団・自主防災組織・民生委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

イ 要配慮者の避難後の支援

要配慮者が、避難所等への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、平常時から受入施設を確保し、必要に応じて福祉施設等への入所や介護職員等を派遣するなど、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

（5）海水浴客等の避難誘導

ア 情報伝達のための対策

海水浴場や港湾等を訪れている一時滞在者や住民に対しては、防災行政無線の屋外スピーカー等を設置するなど、津波に関する情報を伝達するための対策を図るものとする。

イ 津波防災の広報

内陸部等からの一時滞在者に対して、津波に対する知識、津波発生の際の避難方法（避難経路・避難場所）及び津波情報の伝達方法などを、チラシやハザードマップの配布、看板の設置、アナウンス等により広報するものとする。

6 医療救護活動への備え

地震・津波災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

(1) 医療救護施設の確保

ア 医療救護所の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる医療救護所設置予定場所において、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努める。医療救護所の設置予定場所は、資料7-2「医療救護所設置予定場所」のとおりである。

イ ライフライン施設の代替設備の確保

(ア) 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図ること。

(イ) 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図ること。

(2) 広域的な後方支援医療機関ネットワークの確保

ア 後方支援医療機関ネットワークの確保

鹿行保健医療圏における後方支援ネットワークを強化するとともに、その他隣接市町との後方支援医療機関のネットワークの確立を促進する。

その際、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

イ 広域災害医療情報ネットワークの充実

病院は、電力・通信が寸断された場合でも、広域災害・救急医療システム（EMIS）が入力出来るよう、データ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。

ウ 医療機関間連絡網の整備

病院は、衛星携帯電話の設置等非常時の通信手段の整備に努める。

(3) 医療関係者に対する訓練等の実施

ア 病院防災マニュアルの作成

病院防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な場合について、適切に対応が行われる必要がある。

そのため、市は病院に対し、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアル作成を促進するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

イ 防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、市及び消防本部の助言・指導を受けて、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。また、医療関係団体は、病院、県及び市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

ウ トリアージ技術等の教育研修

市は県が行う災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修等に協力する。

(4) 「こころ」の救急医療体制の確保

市は、県（保健所、精神保健福祉センター）と連携・協力して、精神科救急医療体制の確立を図る。また、保健師、カウンセラー等からなる「メンタルヘルスケア」体制の確立を図る。

7 被災者支援のための備え

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受入れ保護を目的とした施設の提供が必要である。このため市は、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよ

う物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達を留意するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。また、高齢者、乳幼児等要配慮者に配慮した備蓄品目を選定し、必要量を確保することが必要である。

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所の整備

ア 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所とする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとし、あわせて住民等に対し周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、市は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

イ 指定避難所の指定

市は、各種の災害の種別に応じて、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定す

るものとし、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共建築物とする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

ウ 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

エ 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。

また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。主なものは次に示す通りである。

- (ア) 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- (イ) 生活必需品
- (ウ) ラジオ、テレビ
- (エ) 通信機材（衛星携帯電話、特設公衆電話、市防災行政無線を含む）
- (オ) 放送設備
- (カ) 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む。）
- (キ) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (ク) 給水用機材
- (ケ) 救護所及び医療資機材（常備薬含む。）
- (コ) 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- (サ) 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ
- (シ) マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテント
- (ス) 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣

室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

オ 避難所の運営体制の整備

市は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

さらに、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(2) 食料、生活必需品等の供給体制の整備

ア 食料及び生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

市は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。

備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮するものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておく。

さらに、住民に対し、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう広報紙やパンフレット等により周知を図る。

また、事業所に対しては、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう周知を図る。

(3) 応急給水・応急復旧体制の整備

ア 行動指針の作成

水道事業者等が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直しを行う。

- 緊急時の指揮命令系統，給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。），指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- 県及び他の都道府県域から支援者，厚生労働省，自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。
▷集結場所，駐車場所，居留場所
▷職員と支援者の役割分担と連絡手段
- 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
▷緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
▷地震規模に応じた断水時期の目処
▷住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
▷指揮命令系統の整った支援班の編成
▷自らの食事，宿泊用具，工所用資材の携行

イ 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

水道事業者等は，地震により水道施設が破損し，供給が不能となった場合，施設の早期復旧を図るとともに，速やかに応急給水活動が行えるよう，応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。

〈品 目〉

- (ア) 給水タンク
- (イ) 浄水器
- (ウ) ポリ容器
- (エ) ポリ袋等

ウ 災害協力井戸の活用推進と検水体制の整備

市は，消防団分団単位で生活用水として確保している災害協力井戸の活用を推進するとともに，当該井戸水を飲用しなければならない場合に飲用の適否を調べるため，水質検査が行える体制を整備しておく。

(4) 罹災証明書の交付

市は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め，住家の被害認定調査の担当者の育成，他の市町村や民間団体との応援協定の締結，応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

8 要配慮者安全確保のための備え

近年の災害では、要配慮者と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

具体的な施策については、第2編 第1章 第3節「5 要配慮者支援計画」に準ずるものとする。

9 避難所運営のための備え

(1) 避難所運営マニュアルの作成

避難所を開設するにあたる対応をマニュアル化する。また、その存在を周知するとともに、状況に応じて改訂を行う。

特に、マニュアル内には収容者の名簿を作成するためのフォーマットを記載しておくものとする。

10 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

県石油業協同組合は、災害発生時における市民生活の維持に必要な施設への燃料供給が滞らないよう、また、災害応急対策の円滑な実施が確保されるよう、あらかじめ、市と協定を締結するなどして、燃料供給体制の確保を図る。

また、当該給油所の耐震化に努めるとともに、災害発生時における情報連絡体制を確立し、市との情報共有を図る。

11 災害応急対策車両等及び県が定める重要施設に関する対策

(1) 災害応急対策車両の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

県が定める重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

12 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

13 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第5節 防災教育・訓練

1 一般住民向けの防災教育

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日ごろから防災に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、市及び防災関係機関は防災教育活動を推進する際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。さらに、防災対策要員は、県民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。

なお、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努めることが求められるため、市及び防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

(1) 普及啓発すべき内容

市及び防災関係機関は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、住民に対し、地域のハザードマップや地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

ア 「自助」「共助」の推進

(ア) 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄

非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等についても推進する。また、自動車へのこまめな満タン給油を行うよう推進する。

(イ) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置等についても、見直しを推進する。

(ウ) 避難行動をあらかじめ認識するための取組

地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。

(エ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーク・システム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておく。

(オ) 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

(カ) 津波発生時の家庭内の連絡体制や避難経路を決めておく。

(キ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。

(ク) 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等

平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。

(ケ) 適切な避難行動

避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動。

(コ) 避難場所・避難経路の確認

平時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所や経路等を確認。

(カ) 被災状況の記録

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動。

イ 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台は、講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

○ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

ウ 地震による津波の発生

(ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

(イ) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

- (ウ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては1日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- (エ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- エ 津波警報等発表時や津波時の避難指示、避難勧告の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動
 - (ア) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して直ちに避難すること
 - (イ) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
 - (ウ) 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難すること
 - (エ) 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難すること

オ 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

カ 防災関連設備等の準備

- (ア) 非常用持出袋
 - (イ) 消火器等消火資機材
 - (ウ) 住宅用火災警報器
 - (エ) その他防災関連設備等
- (2) 普及啓発手段

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信する。

ア 広報誌、パンフレット、防災マップ等の配布

市及び防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

イ 講習会等の開催

市及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を、公民館等の社会教育施設を活用して催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

ウ その他メディアの活用

(ア) テレビ・ラジオ局の番組の活用

(イ) ビデオ（DVD）、フィルムの製作、貸出

(ウ) 文字放送の活用

(エ) インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用

(オ) 地震体験車等の教育設備の貸出

(3) 防災基地の整備

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。

2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 幼稚園、小学校、中学校、（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

イ 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

エ 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布および避難・救助等に関する研修会を通して、指導者の資質向上を図る。

(3) 防災体制の構築

市は、学校において、外部の専門家や保護者の協力の下、防災に関する計画やマニュアル

の策定が行われるよう促す。

(4) 継続的な津波避難訓練の実施

津波の発生の恐れのある場合又は津波が発生した場合に、迅速に避難行動ができるよう、津波被害の恐れのある地域にある学校等においては、津波の発生を想定した避難訓練を、定期的かつ継続的に実施するものとする。また、訓練をより効果的にするため、家庭・地域や関係機関との連携についても考慮するものとする。

3 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育、計画的かつ継続的な研修に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

(1) 応急対策活動の習熟

市は、被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事する全ての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

市は、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらう等の体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

4 津波ハザードマップの充実、活用

(1) 津波ハザードマップの充実及び住民への周知

県の津波浸水想定の設定に基づき、市は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップについて常に充実を図り、住民等に対し周知を図るものとする。

また、転入者等に対しても転入手続の際にハザードマップを渡し、内容の説明をするなど、区域内の全ての住民にハザードマップの内容を周知するための配慮をするものとする。

(2) 津波ハザードマップの活用

津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

(3) 掲載内容の充実

津波ハザードマップの作成に当たっては、津波・高潮ハザードマップ研究会（事務局：内閣府等）が作成した津波・高潮ハザードマップマニュアルを参考にするなど、浸水予定区域、避難場所、避難経路、予測最大浸水深、予測到達時間、避難時の危険箇所、その他の防災情報等を記載し、高台に避難するというを基本に、住民が自ら考えて安全な場所に避難することができるようなものとなるよう努めるものとする。

（工夫の例）

- ・ 自分のいる場所からどこに逃げれば良いかを判断できるよう、緊急避難場所や、標高を示す。
- ・ 自分の居住する地域を切り取り、冷蔵庫等に貼り常に見られるようにする。
- ・ 自分の家族の避難場所、集合場所、名前、連絡先を書き込めるスペースをつくる。
- ・ 安否確認による避難の遅れを避けるため、行先を書き込めるスペースをつくる。
- ・ 津波の際に、自分や家族がどのように行動するかを自ら意識してつくれるようなものを付属させる。
- ・ ハザードマップの浸水想定にとらわれず、とにかく高いところに避難するようなメッセージを記載する。

(4) 住民とのリスクコミュニケーション

想定を超えた津波が有り得ることなど、津波発生時に刻々と変わる状況に、住民等が自ら考え臨機応変な避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの内容の周知と併せて、防災教育や啓発活動などを通じて住民とのリスクコミュニケーションに努めるものとする。

(5) 海水浴客や観光施設利用者など一時滞在者への周知

沿岸部以外の地域から訪れた海水浴、釣り等のレクリエーション客や観光施設の利用者等に対し、津波発生の際の避難経路や避難場所等について、津波ハザードマップの配布、観光施設や宿泊施設への掲示等により周知を図るものとする。

5 津波避難誘導標識等による啓発

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。

(取組みの例)

- ・バス会社の協力によるバス停留所標識に避難する際の目安となる海拔標識を取り付ける。
- ・道路標識の標識柱に海拔標示を示した津波避難誘導看板や浸水想定区域の表示を設置する。
- ・市内の電柱に標高表示をし、多くのところで標高が目につくようにする。
- ・避難場所の入り口に、良く見えるような看板を設置し、太陽電池等で夜間でもわかるようにする。
- ・海岸等に浸水想定区域や避難場所、避難路などを示した看板を設置する。

6 総合防災訓練・避難力強化訓練

(1) 訓練種目 (例)

- ア 災害対策本部設置，運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導，避難所の設置・運営
- エ 救出・救助，救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧，障害物排除
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による被害情報収集伝達
- コ 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- サ 応急給水活動

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

自主防災組織，ボランティア組織，事業所，要配慮者を含めた，できるだけ多くの地域住民の参加を呼びかけるとともに，警察や消防などの防災関係機関と協力し，市及び県等が主催して実施する。

(3) 防災訓練時の交通規制

警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

(4) 訓練結果の評価

市は、訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

7 市及び防災関係機関等が実施する訓練

(1) 避難訓練

ア 市による避難訓練

地震時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上の実施に努める。

イ 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) 通信訓練

市は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び市防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練の参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

8 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、当該市、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び銚田消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等の避難行動要支援者の安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般住民の訓練

住民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第6節 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承

1 基礎的調査研究

(1) 自然条件

ア 地盤及び地質

ボーリング柱状図，表層地質図等

イ 活断層の状況（活断層の分布，活断層の動態等）

活断層の分布及び活動状況等

ウ 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。

(2) 社会条件

ア ハード面

(ア) 建築物の用途，規模，構造等の現況

(イ) 道路，橋梁，ライフライン施設等公共土木施設の現況

(ウ) ガソリンスタンド等危険物施設の現況

(エ) 耐震性貯水槽等消防水利の現況等

イ ソフト面

(ア) 昼夜間人口，避難行動要支援者等の人口分布

(イ) 県民の防災意識等

(3) 震災事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱，復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い，対策立案に資する。

2 防災アセスメントの実施

震災対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策，住民の普及啓発のための資料として，市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり，市，県，防災関係機関で協力し，実施していく。

その実施は，基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行う。

3 被害想定調査の実施

(1) 県下全域を対象とした被害想定の実施

災害に関する総合的な被害想定調査は，災害対策を具体化するための目標を設定するために有効である。このため市は，県や県内の各市町村，防災関係機関と協力し，実施していくものとする。特に，あらかじめ震源の特定が困難である直下の地震については，県及び各市町村の中核機能に与える影響の想定を行う必要があり，県下全域を対象とした想定調査を推進する。

(2) 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、原則として10年ごとに見直しを図るものとする。

4 災害対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の災害の実例から明らかである。したがって、市は、過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にいくとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。

災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- ア 災害に強いまちづくりのための調査研究
- イ 地震被害軽減のための調査研究
- ウ 防災教育・訓練のための調査研究
- エ 応援・派遣に関する調査研究
- オ 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- カ 被災者生活救援のための調査研究
- キ 応急復旧・事後処理のための調査研究
- ク 災害復旧・復興のための調査研究

5 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する自然災害伝承碑（石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 初動対応

1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

市は、市域内において地震災害が発生した場合、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。具体的な施策については、第2編第2章第1節「2 動員計画」に準ずるものとする。ただし、動員配備体制の基準及び内容については次のとおりとする。

〔配 備 体 制〕

配備区分	配備基準	配備該当者	参集場所
連絡配備 第1次防災体制	・大洗町又は東海村のいずれかで震度4以上の地震を観測したとき。	・総務班 (危機管理室)	本庁舎2階 危機管理室
注意体制 第1次防災体制 ※必要により災害警戒本部設置	・市内で震度4の地震を観測したとき。 ・南海トラフ臨時情報(調査中)が発表されたとき ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき	・各部所属の職員で 適当と認める部員	各対策班指定場所
警戒体制 第2次防災体制 ※必要により災害対策本部設置	・市内で震度5弱の地震を観測したとき。 ・茨城県に津波注意報が発表されたとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。	①災害警戒本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の職員で 適当と認める部員 (1/4程度)	各対策班指定場所

配備区分	配備基準	配備該当者	参集場所
緊急体制 第3次防災体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5強の地震を観測したとき。 ・茨城県に津波警報が発表されたとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 	①災害対策本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の職員で適当と認める部員(1/2程度)	各対策班指定場所
非常体制 第4次防災体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。 ・茨城県に大津波警報が発表されたとき。 	①災害対策本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の全職員	各対策班指定場所

※ 配備該当基準のいずれか1つに該当する場合、適用される。

※ 各職員は、災害情報等により災害の発生するおそれのある場合は、気象庁の発表がない場合でも、被害相当の配備体制による参集を行う。

2 職員参集・動員

市は、以下の事項について予め定め、職員に周知しておくものとするが、具体的な事項は、第2編第2章第1節「1 組織計画」及び「2 動員計画」に準ずるものとする。

(1) 職員の動員配備体制の決定

ア 警戒体制

地震情報、津波警報等及び被害情報等に基づく総務課長又は危機管理室長の報告等をもとに、副市長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

イ 緊急体制及び非常体制

総務課長又は危機管理室長の報告等をもとに、副市長が状況を判断し、市長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

ウ 決定者

上記アイの決定者及び決定に緊急を要し、決定者が不在かつ連絡不能な場合の代決者は次のとおりとする。

	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	副市長	総務部長	総務課長
緊急体制・非常体制	市長	副市長	教育長

(2) 職員の動員

ア 動員の伝達系統

イ 動員の伝達手段

(ア) 勤務時間中における動員の伝達

a 庁内の放送設備及び電話による伝達

総務課長は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達をする。

○ 庁内放送文（例）

「市長の緊急命令を伝達します。（2回繰返す。）只今の強い地震で市内に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、〇〇体制により応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。」

b 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用出来ない場合は、各部長は、各班長の使送により、各班員に動員の伝達をする。

(イ) 勤務時間外における動員の伝達

a 災害対策本部員への伝達

総務課長又は危機管理室長は、携帯電話（メール機能を含む）を用い災害対策本部本部員及び総務課危機管理室職員に動員の伝達をする。

b aを除く職員への伝達

各部長は、各班長に、各班長は所属長及び所属職員にそれぞれ定めている非常連絡系統図により携帯電話（メール機能を含む）等を用いて動員の伝達をする。

ウ 動員状況の報告

(3) 義務登庁

職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震を感じた場合、又は市内震度が6弱以上を記録したことを知った場合は、登庁することを義務とする。

(4) 自主参集

職員は、勤務時間外に震度5強以上の地震を感じた場合、又は市内震度が5強以上を記録したことを知った場合は、自主的に登庁するよう努める。

なお、あらかじめ定められた職員は、原則として速やかに参集する。

(5) 非常時の措置

ア 参集場所

イ 参集した場合の措置

ウ 勤務場所への復帰

3 災害対策本部

(1) 市

市及びその他の防災関係機関は、組織・体制及び参集・動員の基準及び方法等に関するマニュアルに基づき、地震発生後速やかに職員等の参集・動員及び災害対策本部の設置等の初動対応を行うこととする。

具体的な施策については、第2編第2章第1節「1 組織計画」に準ずるものとする。ただし、災害対策本部の設置基準及び廃止基準は次のとおりとする。

ア 総合防災体制

イ 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次の場合に設置する。また、市内において震度6弱以上を記録した場合は、自動的に設置する。

- (ア) 地震により相当程度の局地災害が発生したとき。
- (イ) 「津波警報」が発表された場合であって、市長が必要と認めたとき。
- (ウ) 「大津波警報」が発表されたとき。
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。
- (オ) 地震により大規模な災害が発生したとき。
- (カ) その他市長が必要と認めた場合。

ウ 組織

エ 設置の決定

オ 本部の設置

カ 本部員の動員

キ 本部の運営

ク 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は次の場合に廃止する。

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了した場合。
- (イ) その他本部長（市長）が必要なしと認めた場合。

(2) 県、国との連携

市は、県の災害対策本部及び国の非常（緊急）災害現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

第2節 災害情報の収集・伝達

1 通信手段の確保

市は、地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握するための通信手段を確保する。

具体的な施策については、第2編第2章第2節「3 通信計画」に準ずるものとする。

(1) 専用通信設備の運用

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

(2) 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。

ア N T Tの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

(ア) 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として提供しているサービスについて、N T T東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。

(事前対策)

(イ) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

(ウ) 非常・緊急電報の利用

a 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。

(※受付時間 8時～19時まで)

- ・非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- ・発信電話番号と機関名称等。
- ・電報の宛先住所と機関名称等
- ・通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。

- b 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料3-5「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。

イ 非常通信の実施

市長、知事及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、行う。

(ア) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- a 人命の救助に関するもの
- b 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- d 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- e 非常事態に際しての実態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- h 遭難者救護に関するもの
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- j 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- k 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- l 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(イ) 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまで、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

(ウ) 発信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- a あて先の住所・氏名（職名）及び分かれば電話番号。
- b 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
- c 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- d 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。
- e 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

ウ 他機関の通信設備の利用

市長及び知事は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第55～57条）。

また、市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第79条）。

(ア) 使用又は利用できる通信設備

- ・警察通信設備
- ・航空通信設備
- ・鉄道通信設備
- ・消防通信設備
- ・海上保安通信設備
- ・電力通信設備
- ・水防通信設備
- ・気象通信設備
- ・自衛隊通信設備

(イ) 事前協議の必要

- a 市長及び知事は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）
- b 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

(ウ) 警察通信設備の使用

市が警察通信設備を使用する場合は、資料3-6「警察通信設備の使用手続き」に示す手続によって行う。

エ 放送機能の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び（株）茨城放送に要請する。なお、市長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

具体的な要請手続については、資料3-7「放送要請の手続き」を参照のこと。

オ 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

カ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

キ 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、第3編第2章第3節「1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続を行う。

(3) アマチュア無線ボランティアの活用

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。

ア アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

市は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

イ アマチュア無線ボランティアの活動内容

(ア) 非常通信

(イ) その他の情報収集活動

2 災害情報の収集・伝達・報告

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、津波警報等、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

具体的な施策については、第2編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達計画」に準ずるものとする。

ただし、津波警報(特別警報を含む)・注意報、緊急地震速報(特別警報を含む)等の地震・津波情報の収集・伝達については、以下のとおりとする。

市は、気象庁から発表された地震・津波情報を一刻も早く収集・伝達し、地震発生後の初動体制をとることとする。また、地震が発生し、震度4以上を記録したときは、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を県に報告する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞きした 場合取るべき行動
			数値で の発表	巨大地震 の場合 の発表	
大津波 警報	予想される津波の 高さが高いところ で3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに高台や避難ビルなど 安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<予想高さ≤5m	5m		
津波 警報	予想される津波の 高さが高いところ で1mを超え、3m 以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに高台や避難ビルなど 安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。
津波 注意報	予想される津波の 高さが高いところ で0.2m以上、1m 以下の場合であっ て、津波による災 害のおそれがある 場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記 なし)	海の中にいる人はただちに海 から上がって、海岸から離れ る。海水浴や磯釣りは危険な ので行わない。注意報が解除 されるまで海に入ったり海岸 に近付いたりしない。
発表方法		<ul style="list-style-type: none"> 津波予報区(おおむね都道府県区域割と同様)単位で発表 銚田市沿岸では、津波予報区「茨城県」が該当 			

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さを言う。

イ 津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（*1）津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

〔沿岸で観測された津波の最大波の発表内容〕

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を 発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を 発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を 発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

（*2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、

数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

〔沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容〕

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を 発表中	3m超	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」，沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を 発表中	1m超	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」，沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	沖合での観測値，沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

ウ 津波予報の種類，解説，発表される津波の高さ

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく，特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており，今後も継続する可能性が高いため，海に入っの作業や釣り，海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(注1) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報または津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(注2) 「津波の高さ」とは津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さという。

(2) 地震情報

市、県及び防災関係機関は、気象庁から発せられた地震及び震度情報や茨城県震度情報ネットワークシステムから得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、これらの地震情報を住民、関係機関等に伝える。

ア 緊急地震速報

区 分	情報発表の名称	内 容
地震動特別警報	「緊急地震速報 (警報)」	震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。
地震動予報	「緊急地震速報 (予報)」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

※2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

イ 地震情報の収集

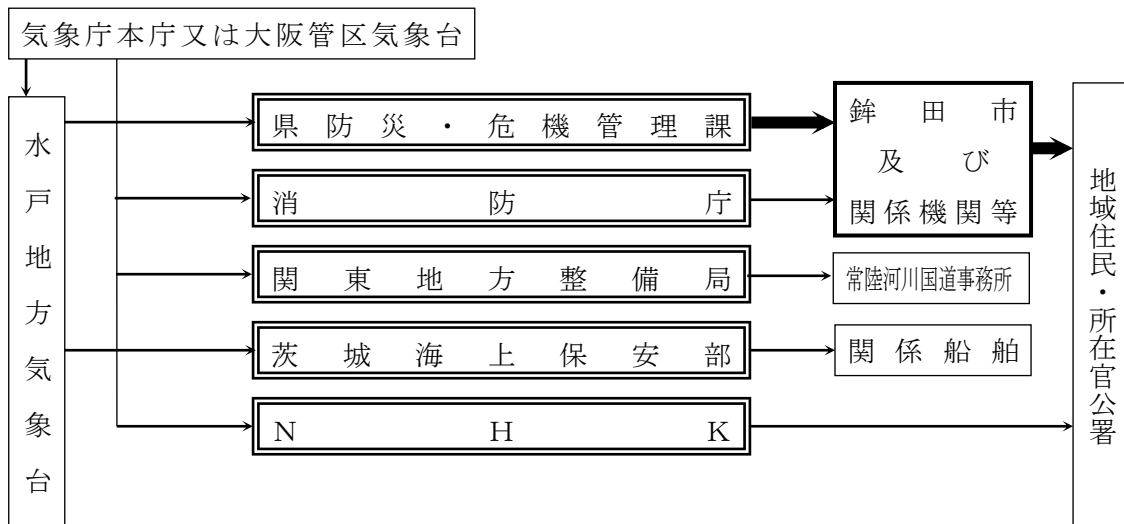
地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内 容
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(3) 地震・津波情報の伝達

ア 水戸地方気象台からの伝達系統

〔地震情報伝達系統図〕



イ 各機関の措置

各機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努めるものとする。

(ア) 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波警報等及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。

さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図(県内1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図)を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。

(イ) 県における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、防災・危機管理課が受領し、防災・危機管理課長は、必要に応じ関係市町村に通知するものとする。

(ウ) 県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県防災・危機管理課を経由して県警察本部(警備課)が受領し、警備課長は関係各警察署に通知するものとする。

(エ) 放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

(オ) 市における措置

- ・市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- ・市長は、情報の伝達を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努めるものとする。
- ・「大津波警報」及び「緊急地震速報(警報)における震度6弱以上を予想したもの」が水戸地方気象台から発表(解除も含む)された場合は、市は、気象業務法に基づき、住民及び所在の官公署に、これを周知伝達することが義務付けられているため、適切に伝達する。

(カ) その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

ウ 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作

成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

〔提供される地震解説資料等〕

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下の何れかを満たした場合 ・ 大津波警報，津波警報，津波注意報発表時 ・ 震度4以上 (但し，地震が頻発している場合，その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に，防災関係機関の初動対応に資するため，津波警報等の発表状況，震度分布，地震・津波の情報，防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下の何れかを満たした場合 ・ 大津波警報，津波警報，津波注意報発表時 ・ 震度5弱以上 ・ 社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に，地震や津波の特徴を解説するため，より詳しい状況等を取りまとめ，地震解説資料(速報版)の内容に加えて，防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し，津波や長周期地震動の観測状況，緊急地震速報の発表状況，周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	・ 定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成，その他防災に係る活動を支援するために，毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

エ 異常現象発見者の通報義務

地割れ，海面の急激な低下等，災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は，直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また，何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は，その旨を速やかに市長に，また市長は，水戸地方気象台，県(防災・危機管理部防災・危機管理課)，その他の関係機関に通報しなければならない。

オ 市長の判断による措置

近海で地震が発生した場合，津波警報発表以前であっても，津波が来襲するおそれがある。したがって，強い揺れを感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには，市長は，海面監視等を実施し，自らの判断で，海浜にある者，海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し，急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

カ 住民等の対応

強い揺れを感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

(4) 被害状況の把握

ア 各機関の報告に基づく概況把握

市は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

イ 県による現地調査班の派遣

県は、災害による被害程度が相当のものと認められ、市による情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、災害対策本部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担わせ、下記の項目について調査を行う。

- (ア) 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- (イ) 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無）
- (ウ) 道路、鉄道の被害（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- (エ) 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- (オ) 道路渋滞の状況
- (カ) 住民の行動、避難状況、要望
- (キ) 現地での応急対策活動での問題点

ウ 市町村の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した市は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市行政機能チェックリストにより県に報告する。

- a トップマネジメントは機能しているか
- b 人的体制（マンパワー）は充足しているか
- c 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

なお、県は、報告対象市町村からの報告がない場合には、電話さらには職員の現地派遣等により直接的に当該市町村の状況把握を実施し、遅くとも発災後24時間以内には、全ての報告対象市町村について総務省に報告するとともに、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(5) 被害情報・措置情報の収集・伝達

被害が発生したとき、各部は、被害状況及び応急措置実施上必要な事項について直ちに情報を収集し、市災害対策本部に報告する。

ア 被害情報・措置情報の種類

(ア) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関すること。

- a 被害発生時刻

- b 被害地域（場所）
- c 被害様相（程度）
- d 被害の原因

(イ) 措置情報

- a 災害対策本部の設置状況
- b 主な応急措置（実施，実施予定）
- c 応急措置実施上の措置
- d 応援の必要性の有無
- e 災害救助法適用の必要性

イ 情報収集伝達の方法

被害情報，措置情報の収集伝達は，原則として災害情報共有システムを利用して行う。
なお，報告すべき内容の主なものは，次のとおりである。

(ア) 被害状況

- (イ) 人的被害状況
- (ウ) 災害対策本部設置状況
- (エ) 避難所状況
- (オ) 避難指示，高齢者等避難発令状況
- (カ) 道路規制情報

ウ 被害情報等の収集・伝達活動

(ア) 報告の実施

- a 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は，直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し，県の災害対策本部，その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし，緊急を要する場合は電話等により行い，事後速やかに報告するものとする。

また，被害の把握ができない状況にあっても，迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお，確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については，被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

- (a) 市災害対策本部が設置されたとき
- (b) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (c) 災害による被害が当初は軽微であっても，以後拡大発展するおそれがあるとき
- (d) 地震が発生し，震度4以上を観測したとき

(e) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

報告先 茨城県防災・危機管理部 防災・危機管理課

TEL(防災) 8-600-2882~2885

TEL(NTT) 029-301-2885

FAX(防災) 9-600-2898・8300・8301

FAX(NTT) 029-301-2898

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする

報告先 消防庁応急対策室

TEL(NTT) 03-5253-7527

FAX(NTT) 03-5253-7537

- b 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- c 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- d 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。
- e 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(イ) 防災関係機関の活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市等に伝達するよう努める。

エ 被害種類別の情報収集・伝達方法

被害種類別の情報収集・伝達方法については、第2編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達計画」に準ずるものとする。

3 災害情報の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、市は、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

(1) 広報内容

ア 被災地住民に対する広報内容

市は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (ア) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- (イ) 避難指示等の出されている地域及び内容
- (ウ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (エ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (オ) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (カ) 公的な避難所、救護所の開設状況
- (キ) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- (ク) 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- (ケ) 救援物資、食料、水の配布等の状況
- (コ) し尿処理、衛生に関する情報
- (サ) 被災者への相談サービスの開設状況
- (シ) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (ス) 臨時休校等の情報
- (セ) ボランティア組織からの連絡
- (ソ) 全般的な被害状況
- (タ) 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 被災地外の住民に対する広報内容

市は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (ア) 避難指示等の出されている地域及び内容
- (イ) 流言・飛語の防止の呼びかけ
- (ウ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (エ) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- (オ) 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- (カ) ボランティア活動への参加の呼びかけ

(キ) 全般的な被害状況

(ク) 防災関係機関が実施している対策の状況

ウ 地震・津波に関する特別警報に関する広報内容

市は、以下の地震・津波に関する特別警報が発表された場合、住民及び所在の官公署への周知伝達が、気象業務法により義務付けられているため、適切に広報を行う。

(ア) 大津波警報

(イ) 緊急地震速報(警報)における震度6弱以上を予想するもの

(2) 広報手段

ア 市の広報

市は、その保有する人員、資機材を活用し、災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に答えるために、住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

(ア) 防災行政無線(同報系)

(イ) 防災ヘリコプターによる呼びかけ

(ウ) 広報車による呼びかけ

(エ) ハンドマイク等による呼びかけ

(オ) ビラの配布

(カ) インターネット(メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

(キ) 立看板、掲示板

イ 報道機関への広報要請

市は、報道機関(NHK水戸放送局、茨城放送)を通じた広報が必要な際には、県に対して要請を行う。この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。

ウ 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は、第2編第2章第2節「5 県防災ヘリコプター要請計画」を参照。

エ Lアラートの活用

市は、避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、当該市に代わり県が実施するものとする。

オ 民間アプリの活用

市及び防災関係機関は、Twitter やLINE, Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供する。

また、迅速性・拡散性に優れているTwitterなどのSNSについては、被災市町村等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行う。

(3) 報道機関への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

(4) 報道機関への発表

ア 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、予め定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。

イ 発表は、原則として本部長又は各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、予め災害対策本部情報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関及び市内に事業所を有する事業者が、震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則としてその内容について、災害対策本部情報班長と協議の上、実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

エ 災害対策本部情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第3節 応援・派遣

1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

市長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、県知事を通じ、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第3節「2 自衛隊災害派遣要請計画」に準ずるものとする。

2 応援要請並びに応援計画

市は、市内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第3節「3 応援要請並びに応援計画」に準ずるものとする。

3. 県等による応援措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

県は、県内の地域に災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

(2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

指定行政機関等は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

第4節 被害軽減対策

1 避難指示・誘導

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する「避難指示」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「4 避難計画」に準ずるものとする。

2 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、震災時の緊急輸送を効率的に行うため、市は、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の確保を最優先として、啓開作業を行う。また、運送事業者等連携し、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「7 輸送計画」に準ずるものとする。

3 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動

地震発生による火災、浸水、海上災害及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、市は、防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「1 消防活動計画」、第4節「2 水防計画」及び第4節「6 救出計画」に準ずるものとする。ただし、地震災害時における同時多発火災への対応及び海上災害対策については次のとおりとする。

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

消防本部及び消防団は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、消火活動や救援・救護活動初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長へ報告する

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 水害防止活動

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、または放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので、水防管理者又は市長は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

(4) 海上災害対策

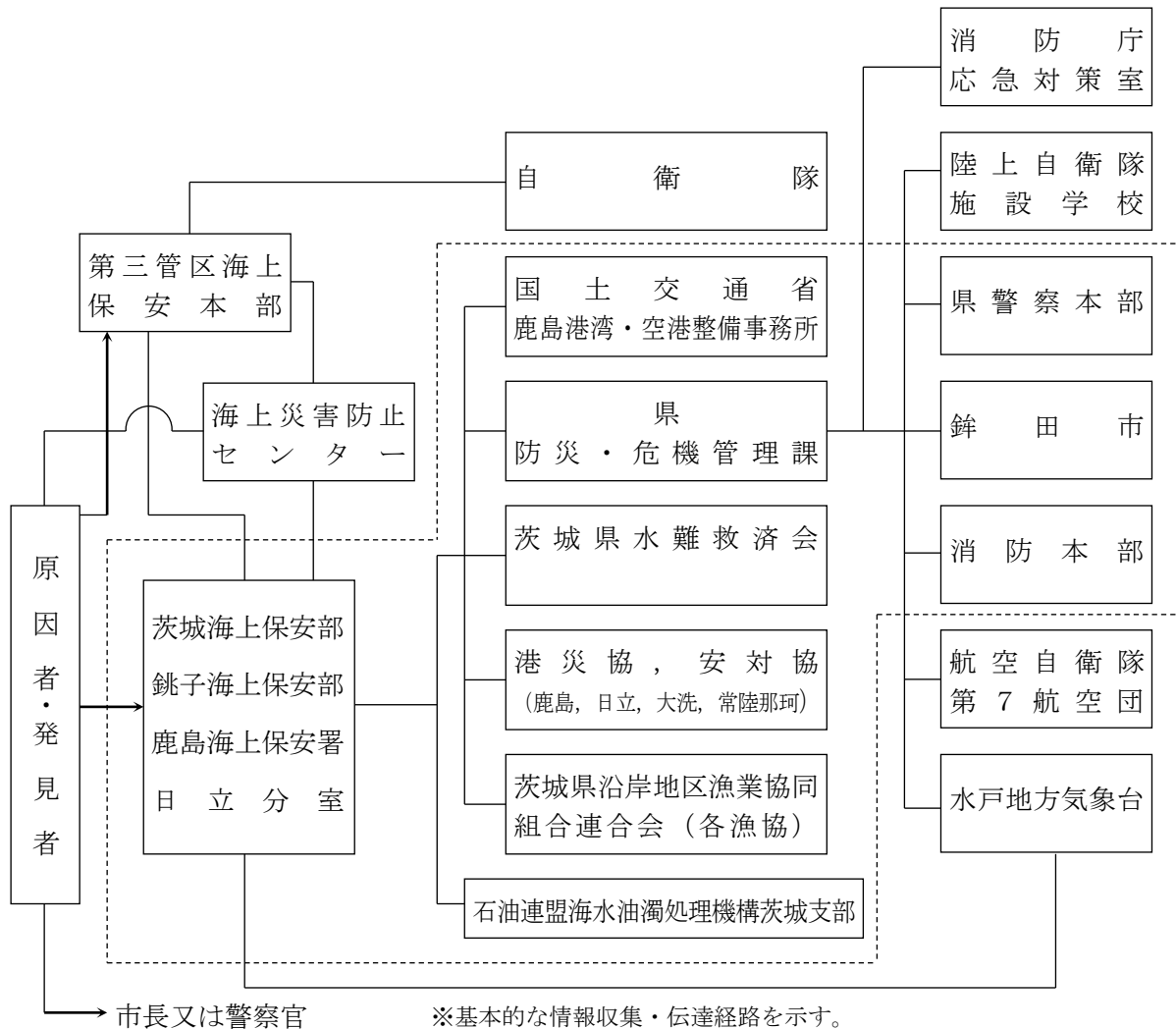
地震のため沿岸海面への油，危険物の流出及びこれに伴う船舶火災が発生した場合，又は津波による船舶の座礁，遭難事故等が発生した場合は，市及び各防災関係機関は，相互に緊密に連携し，被害防止措置等を講じるものとする。

ア 流出油等応急対策

沿岸の危険物貯蔵所等の損壊により油が流出した場合，又はこれに伴う油火災が発生した場合は，相互に緊密な連携の下に必要な措置を講じ，損害の拡大防止又は被害の軽減を図る。

(ア) 通報連絡体制

通報連絡体制は次のとおりとする。



※基本的な情報収集・伝達経路を示す。

〔 〕で囲んだ部分は，茨城県沿岸排出油等防除協議会会員を示す。

(イ) 応急措置

災害が発生した場合は、直ちに関係機関と通報連絡体制を確立し、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保、沿岸住民の安全確保等の応急措置を講じる。

イ 海難対策

津波の襲来が予想されるとき、又は津波による船舶の座礁等の海難事故が発生した場合は、市及び防災関係機関は相互に協力し、災害の未然防止又は遭難者の救出及び保護に努める。

海難事故が発生した場合は、市及び海上保安機関は、水難救済会、その他関係機関と緊密な連携のもとに捜索、救助を実施するものとする。

4 応急医療

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため市は、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「5 医療・助産計画」に準ずるものとする。

5 危険物等災害防止対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、市は、関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

(1) 危険物等流出対策

地震により危険物施設が損傷し、河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

ア 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市、海上保安機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

イ 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

ウ 市の対応

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

また、市のみでは十分な対応が困難な場合は、県等に対し応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講ずる。

エ 地域住民に対する広報

市は、危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため、災害の状況や避難の必要性等の広報活動を実施する。

(ア) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市、県及び防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

(イ) 市

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

(2) 石油類等危険物施設の安全確保

ア 事業所における応急処置の実施

大規模な災害による被害が発生した場合、危険物関係施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況について消防本部、警察署等防災関係機関に速やかに報告する。市内の危険物施設については、資料 9-5 「危険物施設等の現況」のとおりである。

イ 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し被害が生じている場合は、消防機関等に連絡し、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、市のみでは十分な対応が困難な場合には県に応援を要請する。

(3) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

ア 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

イ 災害情報の収集

(社)茨城県高圧ガス保安協会は、地震発生時には、被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

ウ 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用

県及び(社)茨城県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

(4) 毒劇物取扱施設の安全確保

ア 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。施設外への毒物又は劇物の流出等を起こすおそれがある場合、又は流出等を起こした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて市に連絡する。

イ 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し県に報告する。

また、市は、警察署、消防機関と協力の上で住民への広報活動及び避難誘導を行う。

(5) 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行う。

6 燃料対策

(1) 連絡体制の確保

ア 連絡体制の確保

市、県及び県石油業協同組合は、震災発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

(2) 災害応急対策車両への燃料の供給

ア 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、予め指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

イ 「災害時緊急給油票」の発行

市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

ウ 緊急車両への燃料の供給

【災害応急対策車両専用・優先給油所】

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持

参した車両に燃料の供給を行う。

【災害応急対策車両使用者】

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。

(3) 住民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

7 広域避難（広域一時滞在）

市は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求協議を市に代わって行うものとする。

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。また、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

第5節 被災者生活支援

1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため市は、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

市は、発災後、避難者の氏名、住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 避難者等の調査の実施

ア 調査体制の整備・実施

市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選考等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備し、それに基づき調査を実施する。

(ア) 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、調査チームを地区別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

(イ) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておく。

イ 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

(3) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとするほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

2 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため市は、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「2 避難所運営」に準ずるものとする。

3 ボランティア活動の支援

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、市は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより、被害拡大の防止を図るものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「7 ボランティア活動支援計画」に準ずるものとする。

4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

市は、地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

(1) ニーズの把握

ア 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- (ア) 家族、縁故者等の安否
- (イ) 不足している生活物資の補給
- (ウ) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- (エ) メンタルケア
- (オ) 介護サービス
- (カ) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

イ 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

- (ア) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (イ) 病院通院介助
- (ウ) 話相手
- (エ) 応急仮設住宅への入居募集
- (オ) 縁故者への連絡

(2) 相談窓口の設置

ア 総合窓口の設置

市は、イに示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、市、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、震災被害の程度及び津波や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

イ 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (ア) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (イ) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (ウ) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- (エ) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- (オ) 外国人（安否確認、災害関連情報等）
- (カ) 女性（避難生活での困りごと等）
- (キ) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (ク) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (ケ) 消費（物価、必需品の入手）
- (コ) 教育（学校）
- (サ) 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- (シ) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (ス) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- (セ) 金融（融資、税の減免）
- (ソ) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (タ) 手続き（罹災証明、死亡認定等）
- (チ) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

(3) 被災者への情報伝達

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。

ア テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

イ インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

ウ インターネットの活用

市ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

エ ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

オ 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

カ 臨時FM局の設置、運営

臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。設置に当たっては、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

5 安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

6 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。このため市は、食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「3 食料、生活必需品の供給計画」、及び「4 給水計画」に準ずるものとする。ただし、応急給水については次の事項に留意して実施する。

〈応急給水の行動指針〉

市は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること。
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと。
- ・水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること。
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと。
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること。
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること。

(1) 応急給水資機材の調達

水道事業者等は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

(2) 応急給水活動の実施

ア 活動内容

用水供給事業者は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、水道事業者の保有車及び調達車両等によって行うものとする。

また、水道事業者は、配水地の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。なお、市における給水拠点及び給水能力は、資料8-2「給水拠点及び給水能力」のとおりである。

イ 応急給水量等

1日1人当たり3リットルとする。

応急給水量等の目標設定例を下記に示す。

〔応急給水量等の目標設定例〕

地震発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法	備考 (水用途)
地震発生～3日まで	3ℓ ／人・日	おおむね1km以内 ※1	拠点給水（耐震性貯水槽等）運搬給水を行う。	飲料等
7日 ※2	20～30ℓ ／人・日 ※3	おおむね250m以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う。	飲料， 水洗トイレ， 洗面等
14日	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)	おおむね10m以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓および共用栓等を設置して仮設給水を行う。	

(注1) 医療施設，避難所，災害対策本部拠点等の重要施設への給水は，地震発生直後から確保する。

(注2) 目標水量，水運搬距離は，当該地区での井戸水使用等の水確保手段，地形などの条件にできるだけ配慮する。

※1 本例では概ね1km以内としているが，住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。また，住民等に対して日常から水の備蓄等呼びかけ，応急給水を確保する必要がある。

※2 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し，市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※3 目標水量は，飲料，洗面等の使用水量として20ℓ／人・日とし，これに水洗トイレ(1～2回/人・日程度)の使用水量を見込む場合は30ℓ／人・日とした。20ℓ／人・日とする場合，水洗トイレの水量は，風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

(3) 検査の実施

市は，車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など，井戸，プール，泉，河川等の水を飲用しなければならない場合は，飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は，県に検査の実施を要請することができる。

7 要配慮者安全確保対策

地震災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため市は、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「5 要配慮者安全確保対策計画」に準ずるものとする。

8 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会は、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「6 文教対策計画」に準ずるものとする。

9 帰宅困難者対策

大規模災害時には、救助・救援活動、消化活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な備蓄等を促す。

(1) 市の取組

ア 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

イ 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

ウ 情報提供

市は、交通事業等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

エ 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。市と交通事業者は、協議の上、一時滞在場所の確保等を推進するものとする。

また、一時滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努める。

(2) 企業等の取組

ア 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

イ 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布等の物資の備蓄に努めるものとする。

ウ 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

エ 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

オ 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

カ 市及び自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

(3) 大規模集客施設の取組

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

(4) 各学校の取組

ア 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

イ 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

ウ 飲料水等の備蓄

10 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

(1) 義援物資の供給

ア 情報の収集・発信

(ア) 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

(イ) 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

11 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

第6節 災害救助法の適用

市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、市は、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を申請することにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第6節「1 災害救助法適用計画」に準ずるものとする。

第7節 応急復旧・事後処理

1 建築物の応急復旧

市は、県に対し応急危険度判定士の派遣を要請し、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第7節「1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」に準ずるものとする。

ただし、震災により耐震性が低下した建築物による二次災害を防止するための応急危険度判定については、以下による。

(1) 応急危険度判定

ア 判定士派遣要請

市は、地震等による二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

イ 応急危険度判定活動

(ア) 判定の基本的事項

- a 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- b 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- c 判定結果の責任については、市が負う。

(イ) 判定の関係機関

- a 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- b 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

(ウ) 判定作業概要

- a 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- b 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- c 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。
- d 判定は、原則として「目視」により行う。
- e 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- f 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- g 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

ウ 被災宅地危険度判定活動

(ア) 判定の基本的事項

- a 被災宅地危険度判定は、市長が行うものとする。
- b 県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。
- c 判定結果の責任については、市長が負う。

(イ) 判定の関係機関

- a 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- b 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

(ウ) 判定作業概要

- a 判定作業は、市長の指示に従い実施する。
- b 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会発行)により行う。
- c 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- d 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- e 市において、資材が不足した場合は県(土木部)に要請し、調達の協力を求める。
- f 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

(2) 住宅の応急修理

ア 基本事項

(ア) 修理対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

市自らの資力では応急修理をすることができない世帯に対しては、県が応急修理を行う。

(イ) 修理の範囲

県による応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分に対して行う。

(ウ) 修理時期

県による応急修理は、災害発生から1月以内に完了するものとする。

イ 資材調達

市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

(3) 応急仮設住宅の設置

ア 基本事項

公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。着工は災害発生の日から20日以内とし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

ウ 賃貸型応急住宅

市は、県から提供された情報を基に、民間賃貸住宅の借り上げを行う。

エ 建設型応急住宅

(ア) 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

(イ) 設置場所の提供等

設置予定場所は、市、県又は国公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

オ 応急仮設住宅の借上げ等

市は、県から提供される借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報に基づき必要な住宅の借上げを行う。

カ 入居者の選定等

市の協力により、県が被災者の状況を調査のうえ、必要戸数を決定する。

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先順位に努めるものとする。

キ 応急仮設住宅の管理

建設型応急住宅の管理は、市の協力により県が行う。ただし、状況に応じ県の委任により市で行う。

2 土木施設の応急復旧

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

(1) 道路の応急復旧

ア 応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

イ 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

(2) 鉄道の応急復旧

鹿島臨海鉄道(株)は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

ア 組織及び動員

地震により災害が発生したときは、災害対策本部を設置し、別に定める災害対策計画に基づき職員を動員して応急対策を実施する。

イ 情報の収集・伝達

運転指令は、地震が発生した場合、東日本旅客鉄道(株)水戸支社・千葉支社、警察署、消防署等により、災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ関係箇所に連絡するとともに必要な手配を行う。

ウ 応急措置の実施

(ア) 初動措置

a 乗務員の措置

運転士又は車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させ、その旨を運転指令に報告し指示を受ける。

b 駅の措置

運転指令は、強い地震を感知したとき及び地震警報装置の表示があったときは、直ちに保全区長に通報するとともに運転規制を指令する。

(イ) 旅客の救出・救護

a 乗務員は、事故が発生した場合、旅客を安全な場所に誘導するとともに負傷者が生じた場合は運転指令に報告、その救護に全力を尽くすものとする。

b 総務班は、医療機関、消防署及び警察署等との連絡調整にあたりとともに、輸送対策班を指揮して関係機関と協力し旅客の救護・救出を行う。

(ウ) 災害時の輸送

輸送対策班及び旅客対策班は、鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、バス代行輸送等の手配を行う。

エ 広報活動の実施

(ア) 総務班は、災害の状況、列車の運転状況を的確に把握し、これらの情報等を報道機関・関係箇所に速やかに連絡する。

(イ) 駅長は、駅放送・一斉放送・掲示板等により事故の状況、復旧の見通し等について広報を行う。

(3) その他土木施設の応急復旧

ア 河川及び砂防施設の応急復旧

市は、地震により河川及び砂防施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(ア) 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(イ) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る

(ウ) 斜面

災害が発生した後、斜面の危険度を一定の技術水準で判定し、二次災害を防止するため、市は、土砂災害危険箇所の危険度を判定する。なお、土砂災害危険箇所について災害の範囲が著しく拡大し、本市において対処できない場合は県に斜面判定士の派遣を要請する。

イ 農地・農業用施設等の応急復旧

市は、地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(ア) 点検

農地、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区等が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(イ) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(ウ) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(エ) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

3 ライフライン施設の応急復旧

上下水道，電力，ガス及び電話等のライフライン施設は，住民の日常生活及び社会，経済活動，また，地震発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け，その復旧に長期間要した場合，生活機能は著しく低下し，まひ状態も予想される。

このため，それぞれの事業者は，復旧時までの間の代替措置を講じるとともに，応急体制を整備する。また，市及び各事業者は，相互に連携を図りつつ，迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

具体的な施策については，第2編第2章第7節「7 ライフライン施設応急対策計画」に準ずるものとする。

4 清掃・防疫・障害物の除去

震災による大量の廃棄物（粗大ごみ，不燃性ごみ，生ごみ，し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生，並びに感染症等の発生は，住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため市は，災害時の特に処理施設の被害，通信，交通の輻輳等を十分考慮した上で，同時大量の廃棄物処理，防疫，解体・がれき処理等の活動を迅速に行い，地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

具体的な施策については，第2編第2章第7節「2 防疫計画」，第7節「3 清掃計画」及び第7節「5 障害物除去計画」に準ずるものとする。

5 行方不明者等の搜索

市は，震災により現に行方不明の状態にあり，かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し，又は震災の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い，かつ死体の埋葬を実施する。

具体的な施策については，第2編第2章第7節「4 行方不明者の搜索及び遺体の収容計画」に準ずるものとする。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討して作成しなければならない。具体的な施策については、第2編第3章第1節「被災施設の災害復旧事業計画」に準ずるものとする。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧実施並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- ・ 法律に基づき一部負担又は補助するもの
- ・ 激甚災害に係る財政援助措置

具体的な施策については、第2編第3章第2節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画」に準ずるものとする。

第3節 災害復旧資金計画

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を，速やかに把握し，それぞれ負担を要する財源を確保するために，起債その他所要の措置を講ずる等，災害復旧事業の早期実施に努める。

具体的な施策については，第2編 第3章 第5節「災害復旧資金計画」に準ずるものとする。

第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画の具体的な施策については，第2編 第3章 第6節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」に準ずるものとする。

第5節 その他の保護計画

被害を受けた地域の民生を安定させるため，前各節に掲げるほか，被災地に対し，職業のあっせん，税の徴収猶予及び減免，生活保護等の対策を講ずるものとする。

具体的な施策については，第2編 第3章 第7節「その他の保護計画」に準ずるものとする。

第6節 復興計画の作成

地震により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するために市は、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

1 事前復興対策の実施

(1) 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておく。

(2) 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

2 震災復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

3 震災復興方針・計画の策定

(1) 震災復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(2) 震災復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して、復興計画の策定を行う。

4 震災復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

ア 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 震災復興事業の実施

ア 専管部署の設置

市は、震災復興に関する専管部署を設置する。

イ 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域

法第3条第1項に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次表①のとおりである。また、そのうち同法第9条第1項に基づき指定された津波避難対策特別強化地域は、次表②のとおりである。

〔 表①__推進地域：令和4年10月3日・内閣府告示第99号 〕

水戸市，日立市，土浦市，石岡市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，東茨城郡茨城町，同郡大洗町，同郡城里町，那珂郡東海村，久慈郡大子町，稲敷郡美浦村，同郡阿見町，同郡河内町，結城郡八千代町，北相馬郡利根町

〔 表②__特別強化地域：令和4年10月3日・内閣府告示第100号 〕

日立市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，鹿嶋市，神栖市，鉾田市，東茨城郡大洗町，那珂郡東海村

【指定基準の概要】

推進地域：震度6弱以上の地域・津波高3m以上で海岸堤防が低い地域，
防災体制の確保，過去の被災履歴への配慮

特別強化地域：津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域，
特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村，
同一県内の津波対策の一体性の確保

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市、消防、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱の詳細については、第1編第3節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成17年政令第282号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、概ね五ヵ年を目途として行うものとし、具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。なお、事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備等の順序及び方法について定める。

(1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

第3編第1章第2節「2 建築物の不燃化・耐震化等の推進」及び第3編第1章第3節「5 公共施設等の津波対策」に準ずるものとする。

(2) 津波防護施設

第3編第1章第3節「3 海岸保全施設等の整備」に準ずるものとする。

(3) 避難関連施設（避難場所・避難経路）

第3編第1章第3節「4 避難関連施設の整備」に準ずるものとする。

(4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（令和4年総務省告示第200号）の整備については、年次計画を立てその強化を図るものとする。

(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路

第3編第1章第4節「1 緊急輸送への備え」に準ずるものとする。

(6) 通信施設

第2編第1章第1節「4 情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

第3節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

市又は堤防，水門等の管理者は，次の方針・計画等に基づき，各種整備等を行うものとする。

- (1) 堤防，水門等の点検方針・計画
- (2) 堤防，水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制，手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート，ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は，関係機関相互の連携のもと，迅速かつ的確に収集・伝達する。具体的な施策については，第2編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達計画」及び第3編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達・報告」に準ずるものとする。

3 地域住民等の避難行動等

市は，避難対象地域内の住民等が，津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう，関係地区住民にあらかじめ十分周知するものとする。なお，関係地区住民と協議・連携のうえ避難計画を作成し，防災訓練等による検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

- (1) 避難対象地域（想定される危険の範囲）

津波により避難が必要となることが想定される地域

- (2) 避難方法

避難対象地域別の避難場所（屋内，屋外の種別），避難経路，避難指示の伝達方法，

- (3) 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は，避難場所，避難経路，避難方法，家族との連絡方法等を平常時から確認しておき，津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

- (4) 高齢者，障害者，乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち，自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため，特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等

- (5) 外国人，出張者及び旅行者等の避難誘導等の実施体制の整備

消防団，自主防災組織等との連携に努めるとともに，支援等を行う者の避難に要する時間

その他の安全な避難の確保に配慮する。

4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は，避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たっては，次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難後の救護の内容

ア 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- (ア) 収容施設への収容
- (イ) 飲料水，主要食糧及び毛布の供給
- (ウ) その他必要な措置

イ 市は，上記に掲げる救護に必要な物資，資機材の調達及び確保を図るため，次の措置をとるものとする。

- (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
- (イ) 県に対し，県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- (ウ) その他必要な措置

(2) 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項

- (ア) 応急危険度判定を優先的に行う体制
- (イ) 各避難所との連絡体制
- (ウ) 各避難所における避難者のリスト作成
- (エ) 食事・トイレ・寝床等，生活必需品の確保
- (オ) 障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等，要配慮者への対応

5 意識の普及・啓発

市は，地域住民等が，「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち，その意識を持続的に共有し，津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう，必要に応じてハザードマップや津波避難計画を作成又は変更する等の方策を講ずるものとする。

この他，普及啓発すべき内容については，第3編第1章第5節「1 一般住民向けの防災教育」に準ずるものとする。

6 消防機関等の活動

(1) 市は，消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について，次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 地震が発生した場合は，水防管理団体等は，次のとおり措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視，警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ 水門，閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検，整備，配備

7 水道，電気，通信，放送関係

(1) 水道

水道事業の管理者等は，地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため，水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(2) 電気

電気事業の管理者等は，円滑な避難を確保するため，次の措置を実施するものとする。

- ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え，医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ，優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し，電力事業者と共有する。
- イ 指定公共機関である東京電力パワーグリッド株式会社土浦支社が行う措置は，別に定めるところによる。

(3) 通信

電気通信事業者は，円滑な避難を確保するため，次の措置を実施するものとする。

- ア 災害情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため，電源の確保（非常用電源を含む。），地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。
- イ 指定公共機関である東日本電信電話株式会社茨城支店が行う措置は，別に定めるところによる。

(4) 放送

放送事業者は，放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため，次の措置を実施するものとする。

- ア 避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては，強い揺れ（震度4以上）を感じたとき，正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- イ 放送事業者は，市及び防災関係機関と協力して，被害に関する情報，交通に関する情報，ライフラインに関する情報等，居住者等及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- ウ 放送事業者は，地震等に伴う避難指示等について，市から放送の依頼があった場合には，放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。
- エ 放送事業者は，発災後も円滑に放送を継続し，災害情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置，施設等の緊急点検，その他の被災防災措置を講ずるものとする。
- オ 指定公共機関である日本放送協会水戸放送局及び指定地方公共機関である株式会社茨城放送が行う措置は，別に定めるところによる。

8 交通

(1) 道路

ア 交通規制

市，県警察及び道路管理者は，津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について，交通規制の内容を住民の安全確保を最優先にするよう相互に協議・連携し，事前の措置を講ずるものとする。なお，必要に応じ交通規制の整合性を広域的に確保する。

(2) 海上

ア 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）は，海上交通の安全を確保するため，海域監視体制の強化，船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずる。また，津波による危険が予想される場合には，安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置として，予想される津波の高さ及び到達時間等を具体的に定め，これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市及び消防機関等は，被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制を図るため，施設等の耐震化を含め，救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は，県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は，自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため，被災地への経路等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図るものとする。

(4) 消防団の充実

市は，消防団に関し，加入促進による人員確保，車両・資機材の充実，教育・訓練の充実を図るものとする。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ十分調整する。
- (2) 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ十分調整する。

2 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等を配慮するとともに、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮するものとする。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等

- (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達
後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は、第2編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達計画」及び第3編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達・報告」に準ずるものとする。
- (2) 市町村の災害に関する会議等の設置
災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3編第2章第1節に準ずるものとする。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

(1) 後発地震に対して注意する措置

- ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- ウ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- エ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6節 防災訓練に関する事項

市は、推進地域に係る津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

その際、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点においても十分配慮するよう努める。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

その際、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点においても十分配慮するよう努める。

1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- エ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- オ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- カ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- キ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

3 児童、生徒等に対する教育・広報

市は、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- ア 過去の地震及び津波災害の実態
- イ 地震や津波の発生の仕組みと危険性
- ウ 地震や津波に対する身の守り方と心構え

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域及び実施すべき事業の種類は次のとおりとする。なお、緊急事業を計画するにあたり、具体的な整備目標及び達成の期間は市防災会議において定めるものとする。

〔津波避難対策緊急事業〕

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類
(1) 旭地区（10行政区） 上釜，沢尻，荒地，玉田， 野田，冷水，勝下，滝浜， 柏熊新田，湯坪 (2) 鉾田地区（5行政区） 柏熊，大竹，岡堀米， 下荒地，白塚 (3) 大洋地区（17行政区） 下沢，堺釜，京知釜，高釜， 田子沼，組塚，荒地，上沢， 台浜第一，台浜第二，濁沢， 汲上上宿，汲上下宿， 椎之内，別所釜，町山， 武与釜	(1) 避難施設整備事業 （津波避難誘導標識，防災行政無線等） (2) 避難経路の整備事業 （道路拡幅，舗装新設，照明灯安全対策等）